2　使用の部分　千葉県茂原市上太田字山田、字八幡台、字神切坊、字南台及び字茗荷沢並びに真名字御経塚、字鎌研台及び字平地谷地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、千葉県東金市丹尾字新田地内の東金インター・ジャンクション（仮称）から茂原市石神字小金谷地内の茂原長南インターチェンジ（仮称）までの延長21.72㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道468号新設工事（首都圏中央連絡自動車道）［有料道路名「東京湾横断・木更津東金道路」］並びにこれに伴う市道及び町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道468号新設工事（首都圏中央連絡自動車道）［有料道路名「東京湾横断・木更津東金道路」］」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道及び町道の従来の機能を回復するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社による合併施行事業であるところ、一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当し、また、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第２条第２項に規定する高速道路の新設は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第３条第１項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定（以下「協定」という。）に基づき、東日本高速道路株式会社が国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、本件事業について平成18年３月31日付けで東日本高速道路株式会社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と協定を締結し、同日付けで国土交通大臣の許可を受けていることなどから、起業者である国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（以下「圏央道」という。）は、東京都心から半径約40kmから60kmの間に位置する神奈川県横浜市及び厚木市、東京都八王子市及び青梅市、埼玉県川越市、茨城県つくば市、千葉県成田市及び木更津市等の都市を環状に結び、また、首都圏から放射状に伸びる高速自動車国道等と相互に連絡することにより、東京都心部への自動車交通の集中による交通混雑の緩和、東京都心部への一極依存構造から業務核都市等の拠点的な都市を中心とした自立性の高い地域の形成並びに環状で結ばれる都市相互の機能分担及び連携交流を行う分散型ネットワーク構造への再編整備による首都圏全体の調和のとれた発展等を目的とする延長約300㎞の自動車専用道路である。

圏央道が通過する千葉県は、温暖な気候と大消費地である首都圏内に位置する恵まれた立地条件を生かした、野菜等の農業が盛んな地域である。なかでも全国第２位の出荷量を誇るそらまめ及びスイートコーンは、本件区間及びその周辺地域である長生地域及び山武地域でその多くを出荷し、東京都中央卸売市場大田市場をはじめとする首都圏の各市場にトラック輸送されているほか、本件区間及び周辺市町には九十九里浜に代表される海水浴場を始めとした、豊かな自然に恵まれ多くの観光客が訪れている。

また、本件区間と並行する幹線道路及びその周辺道路としては、一般国道128号及び一般国道409号等があるが、これらの路線は地域住民の通勤、通学及び買い物等の日常生活の利用はもとより、その周辺地域に広く点在している工業団地等の物流にも広く利用されていることから、地域内交通と通過交通とがふくそうし、交通混雑や交通事故が発生しているなど、安全かつ円滑な交通が阻害されており、幹線道路としての機能が低下している状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、一般国道128号の自動車交通量は、茂原市法目地内で17,979台／日、一般国道409号の自動車交通量は、同市上茂原地内で16,623台／日であり、混雑度はそれぞれ1.27、1.25となっている。

本件事業の完成により、圏央道新設工事として事業中である茂原長南インターチェンジから木更津インターチェンジまでの区間に接続し、一般国道409号（有料道路名「東京湾横断道路・木更津東金道路」）、高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線及び一般国道126号（有料道路名「千葉東金道路」）と連絡することとなり、千葉県と東京都及び神奈川県とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成されるとともに、房総半島における新たな自動車専用道路として、地域の活性化並びに地域間の交流及び連携の強化を図り、地域経済及び産業の発展に寄与することが認められる。また、一般国道128号及び一般国道409号等が担っている幹線交通を本件区間が分担することにより、これらの路線が抱える交通混雑の緩和及び交通事故の軽減が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することも認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である千葉県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成12年１月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、騒音の評価項目について一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成21年２月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと確認されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるミヤコタナゴの生息及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカの営巣が確認されている。ミヤコタナゴについては、本件事業がミヤコタナゴの確認地点を通過しないこと及び濁水防止を行うことにより影響は軽微であると評価されていることから、起業者は有識者からなる「首都圏中央連絡自動車道東金～茂原長南間道路環境整備検討委員会ミヤコタナゴ分科会」を設置し、工事中の濁水対策、保全対策について検討を進めており、随時専門家からの指導を受けながら工事を実施することとしている。またオオタカについては、保全対策の実施により生息環境への影響は軽微であると評価されていることから、起業者は保全対策を実施するにあたり「千葉圏央道猛禽類保全対策検討委員会」を設置し、代替営巣環境の整備、餌環境の代償、営巣林の林縁保護及び工事による影響の回避等、保全対策について検討を進めており、工事期間中はオオタカの繁殖状況のモニタリングを継続して実施し、随時専門家の指導を受けられる連絡体制のもと工事を実施することとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン、オオアカウキクサ、キキョウ、シオン、アズマミクリ及びクマガイソウの生育が確認されているが、工事施工前に確認調査を行い、工事による改変区域で生育が確認された場合には、移植を行うなど適切な措置を講ずることとしている。